

議案第9号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号の2中「15歳」を「18歳」に、「除く）」を「除く。）」に改め、同条第15号中「及び法」を削り、「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の右に「家族訪問看護療養費」を加え、同条第18号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「受けるもの」を「受ける者」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条」を「同条」に、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円とする。」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に、「80万円」を「80万円」に改め、「金額と」の右に「し、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるもの」とを加え、同条第19号中「する合計所得金額」の右に「（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）」を加え、「その額」を「当該合計所得金額」に改め、「場合には、0とする」の右に「。以下同じ」を加える。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る福祉医療費については、被保険者等負担額に相当する額とする。

第3条第1項第4号に次のただし書を加える。

ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る福祉医療費については、被保険者等負担額に相当する額とする。

第5条の2を削る。

附則第4項を次のように改める。

(市町村民税の額の算定の特例)

4 第5条第1項第2号に規定する所得割の額を算定する場合は、次に掲げるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 所得の確認を必要とする者が、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、乳幼児・こどもに対する医療費助成の対象者を拡大するとともに、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等の一部改正に対応するため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ こども医療費助成の対象を高校3年生（18歳到達の年度末）までに拡大
（重度障害者医療、母子家庭等医療対象者も含む。）
- ・ 訪問看護療養費を助成対象に追加
- ・ 障害児通所支援等における負担上限月額の見直し
- ・ その他文言の修正